

第1回富山県社会福祉審議会

令和4年11月25日

【中村主幹】 定刻になりましたので、富山県社会福祉審議会を始めさせていただきます。

本日の会議は公開とし、議事録は県のホームページに掲載して県民の皆さんへ情報提供させていただきたいと存じますので、あらかじめご了承願います。

まず初めに、有賀厚生部長からご挨拶申し上げます。

【有賀厚生部長】 厚生部長の有賀でございます。開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

日頃から本県の社会福祉施策にご理解、ご協力をいただいておりますことをお礼申し上げます。また、このたび皆様方には、この審議会の委員をお引き受けいただきましたこと、重ねて御礼を申し上げます。

本審議会は、社会福祉法に基づく審議会として、富山県の社会福祉に関する基本的な事項を審議するために設けられたものでございまして、これまで本県福祉の様々な課題について貴重なご意見をいただいております。

委員の皆様方におかれましては、今後2年間にわたり本県の社会福祉の充実、発展のためお力を賜りたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

さて、本日の議題の中心であります富山県民福祉基本計画（第三次改定版）のパブリックコメント案につきましては、この審議会の分科会である福祉基本計画専門分科会において、本年5月以降3回にわたって審議されてきたものでございます。

本日は、本審議会においてこのパブリックコメント案をご審議いただき、12月上旬にはパブリックコメントを行いたいというふうに予定しております。委員の皆様方には忌憚のないご意見、ご提言をいただきますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきますと思います。それでは、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【中村主幹】 それでは、事務局から委員の出席状況について報告させていただきます。

本審議会の委員総数は25名でございます。そのうち16名の委員に出席いただいておりますので、富山県社会福祉審議会条例第6条第3項の定足数に達しておりますことをご報告いたします。

続きまして、お手元に会議資料を事前に配付してございます。その資料について簡単に確認させていただきます。

まず次第、次に出席委員一覧、次に配席図、会議資料としまして、資料1、審議会委員・臨時委員所属専門分科会委員一覧になってございます。資料2、諮問の文書になっております。資料3、計画の改定についての概要になっております。資料4、スケジュール、資料5、計画の概要、資料6-1、計画の第1編、資料6-2、計画の第2編、資料6-3、計画の第3編、その他、参考資料1としまして審議会の概要、参考資料2としまして計画の主な変更箇所一覧、参考資料3としまして指標を添付させていただいております。机の上に別冊としまして計画書本体及び概略版を置かせていただいております。不足はございませんでしょうか。

時間の都合もあり、出席の委員の皆様のご紹介はお手元の名簿に代えさせていただきます。

また、本日は、福祉基本計画専門分科会会長の大橋謙策臨時委員にもご出席いただいております。

なお、角田委員、高木委員、手塚委員、中才委員、舟橋委員、堀田委員、馬瀬委員、八島委員はご都合により欠席されております。

また、稲村委員の代理として、公益社団法人富山県看護協会から向野専務理事にご出席いただいております。

それでは議事に入りますが、まず、委員長、副委員長の選任をお願いいたします。

委員長、副委員長は、富山県社会福祉審議会条例第5条第2項の規定により、委員の方々に互選いただくことになっております。推薦をお願いいたします。

【荒見委員】 委員長には、福祉全般に造詣の深い富山短期大学の宮田学長先生にお願いすればと提案いたします。

(拍手)

【中村主幹】 ご異議なしでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

ご異議はありませんでしたので、本審議会の委員長は宮田伸朗委員にお願いすることといたします。

それでは、次に副委員長につきまして、どなたかご推薦いただけないでしょうか。

【西野委員】 委員長からご推薦いただければいいんじゃないかと思います。

【中村主幹】 ありがとうございます。宮田委員長、よろしくをお願いいたします。

【宮田委員長】 それでは、副委員長は富山県社会福祉協議会専務理事の柴委員にお願いできればと思っておりますが、いかがでしょうか。

(拍手)

【中村主幹】 ありがとうございます。それでは、副委員長は柴雅棋委員にお願いすることとしたいと思います。

これより、議事の進行につきましては宮田委員長にお願いしたいと思います。恐れ入りますが、宮田委員長には委員長席にお移りいただきたく思います。よろしく申し上げます。

(宮田委員長移動)

【中村主幹】 それでは、早速ではございますが、宮田委員長にご挨拶いただければと存じます。

【宮田委員長】 それでは改めまして、ただいま委員長を仰せつかりました宮田でございます。何分浅学非才ではございますが、委員長という席の重さもまさに痛感をしているところでございます。

今、全体的に社会経済、国の内外は大変複雑に変化をしていこうとしておりまして、私たちの福祉関係でいいますと、やはりSDGsというのが大きな関心事でございます。

そして、岸田総理もこの前、国会で演説がありましたけれども、包摂社会を目指すという、全ての人たちを取り残さず、まさにSDGsの考えに通ずるものだと思っておりますが、具体的な方法論としては、全世代対象型社会保障あるいは地域共生社会ということが言われております。これらは理念、目標でありまして、それを県民の皆さん一人一人のウェルビーイングにどう結びつけていくかということが県の社会福祉審議会の大きな役割あるいは使命でもあろうかと感じております。

そういった点で本当に審議会の役割がますます重要になってくるわけですが、皆様方の

ご協力を得まして、そして、せっかく各界の代表の皆さんがお集まりですので、ぜひアクティブな審議会にしていければと思います。ご協力を得まして委員長の席を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【中村主幹】 ありがとうございます。

それでは、進行につきましては宮田委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【宮田委員長】 それでは、お手元の会議次第に（１）（２）（３）とございます。この順序に従って進めてまいりたいと思います。２時半スタートで４時がめどとなっておりますので、審議の進行にご協力をお願いしたいと思います。

それでは、まずは議題の（１）が終わりまして、（２）に進みたいと思います。専門分科会の委員・臨時委員の指名についてでございます。

これにつきましては、富山県社会福祉審議会条例の第７条第１項の規定によりまして、委員長が指名することとなっております。

事務局でご準備いただきましてお手元にお配りしてございます資料１、富山県社会福祉審議会委員・臨時委員所属専門分科会・部会のとおりとさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それぞれご確認いただきたいと思います。

非常に大勢の人数になっておりますが、それほど社会福祉関係の分野が広いということがございます。よろしいでしょうか。

それでは、よろしければその次に移りたいと思います。議題の（３）富山県民福祉基本計画、第三次改定版になりますけれども、このパブリックコメント案についてご説明いただきたいと思います。幾つかございますが、まずは事務局からご説明をお願いいたします。

【今井参事】 厚生企画課の今井と申します。着座にてご説明させていただきます。

私からは、資料２、３及び４の３種類に沿ってご説明をさせていただきます。

まず、資料２をご覧ください。

去る３月２８日、知事から県社会福祉審議会の岩城委員長に対しまして、福祉に関する施策の基本となる計画の策定について、同審議会の意見を求める諮問がなされました。これを受けて、今回の富山県民福祉基本計画の改定を進めていくこととされたものでございます。

次、資料３をご覧ください。本計画の位置づけをご説明いたします。

この計画は、１つには、社会福祉法に基づく市町村地域福祉計画を支援する法定計画であり、また２つには、富山県民福祉条例に基づき、本県の福祉に関します基本的かつ総合的な施策の大綱を示す計画となっております。

計画期間は１の（２）にありますように、令和５年度から令和９年度までの５年間を予定しております。

さらに下ですけれども、この計画は富山県総合計画の分野別計画として、また、高齢者、障害者、子ども等に関します各種個別計画をリードあるいは役割分担する位置づけとなっております。

最後、資料４でございますが、計画の策定スケジュールをご説明いたします。表の左列の富山県社会福祉審議会の欄をご覧いただきたいと思います。

昨年度末の３月２８日、今回の委員改選前の委員の皆様によります社会福祉審議会を開催いたしました。今回の計画改定に向けました進め方をはじめ、現行計画、これは第二次改定版でございますが、これの進捗状況などをご審議いただいたところでございます。

次、真ん中の列の福祉基本計画専門分科会の欄でございます。

5月31日に第1回の専門分科会を開催しまして、現行計画の指標の進捗状況の報告ですとか国の福祉施策の制度改正、あるいは本県が抱えます課題などにつきまして、地域福祉をめぐる現状課題として14項目を報告させていただきました。

その後、6月29日になりますけれども、専門分科会の主催で県内の関係団体の皆様からご意見を広く聴取する意見交換の場を設けたところでございます。

その後、第2回の専門分科会を8月31日に開催いたしまして、計画策定の視点、目標とする姿、施策の体系についてご議論いただきました。

また、第3回専門分科会を去る11月18日に開催しまして、本日ご審議いただきますパブリックコメント案を協議いただいたところでございます。

そして本日、この後のパブリックコメント案の審議を経て、12月上旬から翌年1月上旬までの約1か月間、パブリックコメントを実施したいと考えております。

そして、パブリックコメントでのご意見等を踏まえまして、また県の新年度予算に係る新規施策を盛り込みました上で、2月中下旬に第4回の専門分科会を開催いたしまして、第2回社会福祉審議会に提案いたします答申案を審議いただく予定としております。

最終的には、左下に記載のとおり、3月中旬に開催予定の第2回社会福祉審議会での答申案の決議を経まして、今年度中に知事へ計画答申を行う予定としております。

事務局からは以上でございます。

【宮田委員長】 ありがとうございます。ただいまご説明のようなプロセスで、5月31日をスタートにして11月18日まで、3回にわたる専門分科会が開催されております。そのプロセスの中で、この第三次改定版のパブリックコメント案の取りまとめをいただきましたのは、この福祉基本計画専門分科会会長の大橋謙策先生でございます。

今日、資料で用意していただいておりますので、大橋先生からパブリックコメント案についてご説明をいただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

【大橋臨時委員】 富山県民福祉基本計画専門分科会の臨時委員を仰せつかりました大橋でございます。どうぞよろしく願いいたします。この後は座ったままで報告をさせていただきます。

皆さんの席上でございます富山県民福祉基本計画（第二次改定版）というのがあるかと思えます。これは平成30年、2018年の3月に改定したものでございます。

この第二次改定版は、実は1年ずらして計画を策定させていただきました。当時、厚生労働省が2016年から始めておりました地域共生社会政策の政策動向をきちんと踏まえて、できるだけ反映させたものにしたいということで、あえて県事務局との話合いで1年間ずらして計画を策定させていただきました。

したがって、第三次改定版も基本的には第二次改定版の延長で考えていいのだろうと思っております。そのことを前提にした上で、先ほど今井参事から話がございましたように、今年の5月31日から3回にわたって分科会を行いました。そして、6月29日には関係団体の皆様からご意見をいただきました。それを踏まえて、今日はパブリックコメント案の原案を説明させていただきたいと思っております。

資料5の富山県民福祉基本計画（第三次改定版）の概要（案）を見ていただきたいのですが、最初に計画をめぐる現状と動向に関しまして、分科会の委員の中からきちんと新しい動向を踏まえてほしいという意見も出まして、例えば中ほどにロボット、AI、ICTの活用だとか、ある

いは人口減少と高齢化と言っておりますが、もう既に人生100年時代を迎えるという状況の中で、高齢者自身も社会の担い手になっていく状況です。また、今、宮田委員長から話がありましたSDGsの理念を踏まえた取組の強化が必要なのではないか。あるいは一番下の○ですけれども、今年の9月に国連の権利条約権利委員会から日本政府への勧告が出ました。

それらのことを踏まえて、障害者の地域移行や障害者への包括的な支援の拡充を考えていく必要があるのではないかという論議をさせていただきました。

そして、計画の目標というものは、前回は踏襲するにしても少し変えてみようということで、「誰もが安心・幸せを感じる“ウェルビーイング”を目指すとやま型地域共生社会の実現」と改定しました。

①のところですが、全ての県民が個人として尊重され、自らの意思に基づき、学習、就労等の社会・経済活動に取り組み、自分に合った暮らし方・自分らしい生き方を選択できる社会。多様性の社会でございますから、できるだけその人らしいという、自分らしい、それを自己実現できるということを我々はウェルビーイングとして使いましょうということを提案させていただきたいと思っています。

今のことを踏まえた上で、具体的にはどういうことを論議したかということになりますが、皆さん方の資料6-1の第1編の27ページをお開きいただき、前回の第二次改定版以降、国の政策が本当に目まぐるしく変わってきているわけでございます。

高齢者施策の中では重層的支援体制整備事業というものが全面的に出てまいりましたし、認知症施策推進大綱等がつくられて、認知症になった方でも自分らしく生きられる社会をつくっていくということが言われております。

あるいは、障害者の施策では障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が作られて、今まで努力義務だったものが実質的に義務になりました。これは、いち早く富山県が県条例で、今から3年ぐらい前でしょうか、作ったということとつながるわけでございます。

そして、大きなところは28ページへ参りまして、医療的ケア児の問題が多く取り上げられるようになりました。かつては医療との関係でなかなか生存することが難しかった子どもたちが、医療的ケア児として在宅で生活できるという状況に見合って、その本人また家族に対する支援の法律がつくられました。

また、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律だとか、障害者が必要とする情報へのアクセシビリティの向上やコミュニケーション手段の充実を図ることを目的とした障害による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律等が成立をいたしました。

また児童福祉分野では、皆さんご承知のように、こども家庭庁設置法がつくられているわけです。この中身はまだ十分詰め切れていないとか分かり切れていないところはあるのですけれども、こども家庭庁の設置ということも視野に入れているわけでございます。

それから地域福祉施策では、2015年以降、生活困窮者の支援の仕組みがつくられておりますけれども、生活困窮者だけではなく、もっと広く生活のしづらさを抱えた人を地域で支える施策ということで、今、包括的・重層的支援体制整備事業というものが行われているということでございます。

また、29ページに行きますと社会福祉法人の制度改革ということで、2020年に地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律に基づきまして、いわゆる施設経営をし

ている社会福祉法人の地域貢献というものが言われているわけです。

この社会福祉法人の地域貢献は、今年、2022年の6月に岸田総理大臣が発表しました2022骨太の方針の中に改めて公益法人の見直しということが入ってきていますので、どうも社会福祉法人の見直しは2020年の改正だけにとどまらないのではないかとということも視野に入れて検討をさせていただきました。

以上のようなことが、法律あるいは政策の改正動向ということになっているわけですので。

それらを前提にした上で、先ほど述べましたが、介護ロボットの急速な進展で、富山県でも全国で初めてと言われる、いわゆる介護テクノロジーセンターと呼ばれるものを来年の4月に開設するという大きな流れが出てきておりますし、また2つ目には、従来、1987年につくられた社会福祉士及び介護福祉士法で、ケアワークとソーシャルワークは別々のものと捉えられ論議されてきましたけれども、在宅福祉サービスが進んでまいりますと、ソーシャルワークとケアワークとを一体的に考えないと、生活のしづらさを抱えた精神障害者や知的障害の方を支援できないということが見えてきた。そんな視点を大事にしたいと。

あるいはコロナ等の感染症の問題、あるいは災害支援の問題のリスクマネジメントをどう考えるかということ。あるいは、先ほど述べましたけれども、国連からの勧告に基づいて、今までの成年後見制度だけでいいのだろうか。終末期の看取りや死後対応の生活支援までやらないと、一人暮らし高齢者や地域移行した一人暮らしの障害者の支援が十分ではないのではないかと。こんな論議をしてまいりました。

そこで、第1編の24ページをお開きいただきたいのですが、先ほど今井参事から話がありましたけれども、我々はそういうことを前提にした上で、14の地域福祉をめぐる課題を取り上げて論議をさせていただきました。

1つは包括的・重層的支援体制の整備で、地域共生社会の実現ということでございます。これは、戦後70年間つくってきた縦割りの福祉行政を横割りに変えていこうということで、急速な変化が出てきているということでございます。

2つ目は、内閣府が今年の12月に重点計画を出しましたけれども、孤独・孤立問題でございます。福祉の分野でいえば生活困窮者自立支援法との問題で、ひきこもりの方々や孤独に陥っている方々への支援ということでございます。

3番目は、新型コロナウイルスの感染で、従来社会福祉のサービスを利用することがほとんどなかった人たちが生活福祉資金の特例貸付ということで借りに来られると。あるいは在住外国人の生活困窮ということも非常に深刻になりました。そういう生活困窮者の方々への支援。

それから、4番目に災害等への体制整備ということで、避難行動支援計画というものを内閣府は作成せよ言っているわけですが、災害対策基本法に基づいた避難行動要支援者名簿と個別避難計画等に関して、県内市町村はどう対応できるか。とりわけ福祉避難所の開設と運営と、あるいはDMATと並んでDWATが必要ではないかという提案でございます。

5番目は、非常に特効薬はないのですが、人口減少、高齢化の中で介護人材が非常に不足しています。つつい我々は、介護人材が不足しているからロボットで肩代わりと安易な考え方になりがちでございます。そうではなく、介護ロボットは大いに活用しますけれども、それはサービス利用者のQOLを高めることであり、同時に介護に従事している方々の腰痛予防だとか、あるいはケアの魅力度を高める。結果として間接業務を合理化するなど生産性の向上あるいはケアの科学化を図る。そんな視点から介護ロボット等を位置づける必要があるかと思っておりますが、

そういうことになって改めて、従来の介護人材が足りないというだけではなくて、ICTや介護ロボットを使ったもの、若年層にもっとその魅力を伝えることができる、そういうことが必要なのではないかということでございます。25ページの6番目、質の高い介護サービスの提供は、先ほど述べたロボットの問題でございます。

それから、7番目は介護サービスの安定的・継続的提供です。東日本大震災のときにも大きな問題になりましたけれども、新型コロナウイルスに伴う感染症対応で多くの社会福祉施設が、保育所も障害者施設も特別養護老人ホームも大変苦勞されたわけでございます。そういう危機的な状況の中で、リスクマネジメントをきちんとしながらも、事業の安定的・継続的な提供というものが必要なのではないかということでございます。

それから8番目は、人生100年時代ということになりますと、どうしても85歳以上の人が増えるわけで、85歳以上の人の要介護出現率は非常に高くなるわけです。したがって、この方々のフレイル予防を徹底的に考えて、元気に100歳を迎えられるような、そういうことを考える必要があるだろうと。

9番目は児童虐待の予防と対応ということでございまして、児童虐待が非常に深刻になっておりますので、児童相談所の充実・強化等も含めて、あるいはこども家庭庁設置法に基づく各市町村への子ども支援センターの設置等によって、地域でシステムとして子どもを育てるということを考えていかないと、問題を抱えた子どもと専門機関がつながるというだけでは十分ではないのではないかと、このような論議をしてまいりました。

それから10番目は、核家族の中でヤングケアラーというのが非常に深刻になっています。家族ですからお互いに助け合うのは当たり前だというふうになりがちですけれども、核家族とりわけひとり親家庭の中でのヤングケアラーというのは非常に深刻でございます。母親が精神疾患を抱えているという状況の中で、子どもがきちんと学んでいるのか、成長できているのか、こういう問題でございます。

11番目は、先ほど言いました医療的ケア児への支援の問題ということになります。

富山県ではリハビリテーションセンターができましたので、医療的ケア児への対応も含めて進んでまいりますけれども、より促進させる必要があるだろう。

12番目は、障害者の就労、工賃向上。従来、どうしても障害者の分野ということは福祉作業所的なイメージがありますけれども、もっと障害を持った人の働く可能性というのはあるじゃないか。例えば農福連携の問題もそうですし、あるいは、リモートワークが新型コロナの結果、増えてまいりました。それに触発されて、障害を持った方々が在宅でパソコンを使って様々な就労の機会の提供というのも考えられるようになってまいりました。そういうことを含めて、工賃、収入の向上というものを考えていく必要があるのではないかとということでございます。

13番目はひきこもり者等への支援ということでございまして、内閣府等では全国で大体111万人ぐらいのひきこもりの方がいらっしゃると言われていたわけですが、富山県も改めて調査をするということになりますけれども、このひきこもりの方々への支援をどうするか。

最後に、一時期の自殺者が3万人を超える、そういう状況は随分改善されてまいりましたけれども、相変わらず自殺をされる方がいらっしゃるわけで、福祉は、冒頭に述べましたように、その人がこの世に生きとし生けるものとして、その人らしく生きる、その人らしい人生を送れるように支援することが大事でございますので、自殺リスクを低下させる取組が必要なのではないかと。こんなことを大きな14の課題として基本的に押さえた上で、第2編以降の内容に入ったと

ころでございます。

第2編は、資料6-2でございますが、計画の内容ということでございます。

まず13ページのところで、これからは高齢化が進んで、自動運転できる自動車がもうすぐ開発される時代でございますから、今までの移動手段とは違うかもしれませんけれども、それにしてももう少し移動手段の保障はかなり大事ではないかということを改めて確認するということになります。

それから15ページは、先ほど述べた重層的支援体制整備事業というものを進めていくためには、大変重要なのは地域包括支援センターの機能でございますが、全国的に今は5,000ぐらいあるのですけれども、この地域包括支援センターが全世代対応型のワンストップの総合相談窓口に切り替わってくれば実はいいわけですが、今のところは地域包括支援センターはまだ高齢者部分でございます。障害者、子どもの分野はどうするんだという問題がありますが、まずは地域包括支援センターの機能強化ということでございます。

そして、重層的支援体制整備事業としましては、専門多機関、専門多職種の連携ということが重層的支援体制整備事業で言われておりますので、そういうことを包括支援センターの中心的な機能として考えられるようにしたらどうかということになります。

それから17ページは、先ほど述べたヤングケアラーの問題でございますが、これは当初予算の状況を踏まえて記載予定と書いてございますが、今、県事務局で検討をいただいているところでございます。

それから20ページに参りますと、地域における日常的な支え合い体制の構築の中ほどに、医療的ケア児コーディネーターによる地域での相談支援体制の充実や医療的ケア児等を持つ保護者同士の交流に対する支援ということでございまして、社会福祉は特に当事者相互の触れ合う機会というものをすごく大事にしてきたわけで、医療的ケア児本人もさることながら、その保護者たちが交流する場を大事にするということも考えようということでございます。

21ページの上のほうですけれども、人生の最終段階における治療とケアの内容に関する本人の意思決定を多職種連携により支援する取組の充実でございます。

国連の権利条約権利委員会が日本政府に勧告したのは、成年後見制度は十分ではないと。もっと本人の意思確認を徹底的に大事にするようにということと、障害を持った方々はなかなか本人の意思を表明する機会を形成されてこなかったのが、意思形成支援というものをすべきだということを勧告しているわけでございまして、そんなことを踏まえた、本人の意思をきちんと踏まえて、それを尊重した専門多機関による支援を大事にしたいということでございます。

それから、なかなか難しいのですけれども、神奈川県横須賀市だとか、あるいは福岡市社会福祉協議会とか、香川県の琴平町社会福祉協議会などは、生前に終活情報を事前登録して本人の意思を実現する支援をやっているわけです。具体的には何かといえば、一人暮らしの方が亡くなったときに、火葬許可願の名義は誰が出すんだという問題だとか、遺骨の取扱いだとか、葬儀の仕方だとか、そういう問題を事前に契約しておかないと、実は明治32年につくられた行旅病人及行旅死亡人取扱法という片仮名の法律に書いてある昔ながらの行き倒れの人を支援する法律で実は対応されるという状況がもう各地で起きているわけです。そうではなくて、行政や社協が中心になって、生前に死後どういう対応をしたらいいのかということの契約をするということが今求められているのではないかとということで、書き込んでございます。

それから21ページの下の方は、良質な住宅ストックの形成及び既存住宅の流通・活用の促

進ということで、国土交通省が住宅セーフティネット法をつくりました。一方で、それに伴って有料老人ホームだとかサービス付き高齢者向け住宅だとかは増えてまいりましたが、まだまだ高齢者、障害者にとっての住宅確保というのは難しい問題でございます。あるいは、刑務所などを出た方々の地域定着を図る上では、住宅の提供というのは生活の基盤になるので大変重要でございます、そういう問題についてもきちんと考えていこうということでございます。

22ページは、先ほど来言っておりますけれども、来年の4月に開設されるであろう介護テクノロジーの普及啓発及び活用促進ということでございまして、ロボットをただ入れればいいというのではなくて、実際のケアをどういうふうに科学的にしていくのかということと、施設の運営をどうするのかということも考えた上で介護ロボットを入れないとうまくいかないということがどうも明らかになっておりますので、ロボットを入れるということは、ある意味では施設の経営の在り方を見直すということを先にきちんとしていただかなきゃいけないと。単なる物を入れればいいということではないということ視野に入れながら、啓発・活用促進できればと思っているわけでございます。

ただし、ここはなかなか難しく、既存の介護福祉士とか社会福祉士はテクノロジーをほとんど分かっていないのです。理学療法とか作業療法の方も福祉機器が分かっているかという、実は分かっていないのです。大変未知な分野でございまして、どういう職員を確保するかというのが、実はこの介護テクノロジーのセンターをうまくいかせるためには、人員確保の在り方が非常に難しいという問題でございます。

それから24ページをお開きいただきまして、救援・救護体制、災害支援の問題でございまして、従来はややもすると、災害ボランティアセンターで社協の職員たちがボランティアセンターの運営をし、多くのボランティアの方に来ていただいて、言わば泥かきをすればいいというふうなイメージが強いかと思います。

それは1995年の阪神・淡路大震災以降そうでしたけれども、東日本大震災以降はそうではないのではないかと。それもととても大事ですが、それ以上に大事なのは、福祉専門職による災害派遣福祉チーム、DWA Tをつくって派遣することが必要なのではないかと。72時間以内の医師と保健師による対応だけでは無理なので。ましてや福祉避難所ができましたので、福祉避難所の時からきちんとケアワーカー、ソーシャルワーカーが配置をされて、その生活再建の見直しへの支援をしていくことが必要なのではないかとということでございます。

私自身、東日本大震災の被災地の石巻に毎月通っているんですが、本当に災害ボランティアセンターだけでは駄目だと思います。被災した方々の生活再建というのは本当に厳しくて、継続的なソーシャルワーク支援をしないとできないと思いますので、災害時のいつきにみんな集まって助け合うというだけでは駄目だと。それもととても大事ですが、もっと社会福祉の人は継続的な支援、災害福祉ソーシャルワークというものが必要だと思っております。

それから、26ページのところでございますが、障害者の工賃等に関して、先ほど言ったような農福連携の問題だとかということが書いてございます。

そして次が29ページで、再三述べておりますけれども、成年後見制度の見直しをする必要があるだろう。とりわけ被後見人の終末期及び死後対応事務などの生活支援サービスの必要性ということは何としてもこれはやらないと、大変厳しい状況になってきているということになります。

30ページ、児童虐待が急速に増えておりますが、この児童相談所の体制でございまして、児童相談所だけではとても対応できないわけで、市町村に子ども家庭支援センターをつくる。

私は東京都の児童福祉審議会ですそれを提案して、1994年に子ども家庭支援センターをつくり、今、東京都は58か所あります。こういうようなものをきちんと富山も作っていく必要があるだろうと思っています。虐待が起きてから対応するんじゃなくて、虐待が起きないような状況をどうつくるかということが大変大きな問題かと思っています。

この部分については、こども家庭庁の設置が始まって以降、具体的にどういう内容が政策化されるかということを見ながら、少し補充したいと考えております。

31ページの中ほどでございますが、従来の福祉は窓口に来た人を対応するという発想をしていましたけど、それでは問題解決にならない。ひきこもりの方もそうですし、生活のしづらさを抱えた人たちをアウトリーチして、未然に問題が複雑になるのを防ぐ。児童虐待の問題もそうできて、子育て家庭で困っている家庭訪問のシステムをどうつくるかというのはすごく大事で、このアウトリーチ型のことをどうするかということでございます。

富山県ではコミュニティソーシャルワーク研修でアウトリーチ型のロールプレイなどをもう取り込んでおまして、それができる市町村にそのシステムがあるかないかということが大きな問題になるかと思っています。

それから、あとは35ページの中ほどで、補聴器を装着して低下した機能を補うことによる鬱・社会的孤立・認知症のリスク低下の周知でございます。

昨年3月に世界保健機関（WHO）はワールド・レポート・オン・ヒアリングというレポートを出しまして、難聴高齢者と鬱病と認知症の相関性を発表しました。日本の研究でも明らかになってまいりました。

そういう意味では、昔のように耳が遠くなった人は長生きのあかしだなんてことを言っていたんじゃないわけですし、難聴になったら即座に補聴器をつけていただきたいということでございます。

もう、全国のいろんな自治体は補聴器購入補助をかなりやり始めておりますので必要です。ただし、補聴器は集音器と違いますので、つけばいいという話じゃなくて、ちゃんと認定補聴器技能者という人がいるわけですし、そういう方々にチェックをしてもらわないと、幾ら高いものを買っても駄目なんだということにはぜひご理解をいただきたいと思っております。

大体そんなところで、時間の関係でおしまいにしますが、あと指標というのがあるかと思ます。少し戻りますけれども、各ところにまとまって指標をつくってございます。

例えば11ページ、共に支え合う「ひとつづくり」指標で、これについては時間の関係で割愛しましたけれども、単に理念を言うだけではなくて、計画期間中にどこまでできるかということを目標をきちんと設定して、その目標のどこまで到達しているかという進行管理をするということで、こういう指標をつくってございます。これは事務局の、あるいは市町村の置かれている状況も踏まえてつくってございますので、これを説明しておりますととても時間がございませんので、取りあえず割愛させていただいて、何か見て気がついたところは後ほどご指摘いただければということでございます。

何しろ専門分科会は3回の論議で、3回目はつい先週だったものですから、十分な論議ができていないかもしれません。先ほど事務局からございましたように、パブリックコメントを12月初めにかける前に、今日皆様の方からご意見をいただけたならば、それを基にして社会福祉審議会の宮田会長と専門分科会の私にご一任いただいて、それでパブリックコメントの原案を最終的につくりたいと考えておりますので、そのことも含めてご意見をいただければと思っております。

与えられた時間が参りましたので、早口で申し訳ございませんでした。よろしく願いいたします。

【宮田委員長】 ありがとうございます。膨大な計画、大変きめ細かく全面的に記述されておりますが、今、全体の概要、そして具体的な計画の中身ということでご説明いただきました。審議のプロセスにつきましてもご報告いただきました。

あと残り時間、せつかくの機会ですので、パブリックコメントに出すにつけてということ意識しながら、それぞれ各お立場から自由にご発言、ご質問等いただければ幸いです、いかがでしょうか。

それでは、塘添委員、お願いいたします。

【塘添委員】 富山県視覚障害者協会の塘添です。4点ほどお願いいたします。

1点目は、障害者差別解消法の県の条例のことについてなんですけれども、確かにスタートした平成28年のときは、国は民間事業者に対しては努力義務でありました。それが昨年、法的義務に変わりました。

一方、同じ平成28年に県の条例が同時にスタートしています。そこでは何人も過重な負担でない限りは合理的な配慮をしなければならないということで、もう既に民間であろうと義務になってしまっているわけです。何人もということですから、個人も含めた者が合理的配慮をしなければならないということになっていますので、国から出す文章としてはこの内容でいいんだろうと思いますけど、富山県の場合は既に最初から合理的な配慮がもう法的義務に入っていますので、ここの文章の表現の在り方を変えたほうがいいんじゃないかなというのが1点目です。

2点目ですけれども、読書バリアフリー法のことについて述べてみます。令和元年の6月の末に施行されて、その時点で富山県でも読書バリアフリー法を推進していくんだなということで、会議のときにいろいろ発言しました。そうすると、国の基本計画ができたなら取り組むということでありました。令和2年の7月に基本計画ができました。では、取り組むのかと思って働きかけますけれども、一向に動きません。これは昨年の12月、基本計画が立って1年半たった時点で、これは福祉部局だけの問題ではなくて教育委員会も関係していますので、どうなっているんだということでお話しさせていただいたところ、まだ調査中でありまして。1年半たって調査中とは何事ですかと。それからまた1年。今年もう間もなく12月になろうとしています。1年たちました。何も動いていません。こういう法律ができて、取り組むと言いながら、取り組んでいてそれがまだうまく計画が進んでいかないというのなら分かります。でも一切何も動いていないということで、今回のこの計画の中にも読書バリアフリー法のことを触れられています。でも、絵に描いた餅になってもらったら私は困ると思います。このことは、計画として立てる以上は実現に向けて動いていただきたい。ぜひこのことは、この計画を立てる会議の中でせつかく発言させていただきますので、県のお考えをこのことについてもお聞きしたいなと思います。

3点目は、知的障害者における療育手帳の所持者数が年々増えています。なぜ出生数が減っているのに知的障害者の療育手帳所持者数が増えるのかということで、以前から私は発言してまいりました。それは、今まで療育手帳を申請しないようにしていた人がするようになってきたからじゃないかということの回答でした。もう既にこの発言をしてからも、私は会長になって8年目になりますが、最初の年から言っているんですが、その回答に変わりはありません。

ところが、今回のこの資料の中によりますと、やはり特別支援学校や通級のところで生徒数が増えてあふれていると、オーバーしているということが書かれています。ということは、出生数

が減っているのになぜ増えているのかということになります。

そうすると、ここに増える原因は何なのか。私は基本的に知的障害というのは、後天的なものじゃなくて先天的なものが非常に大きいんじゃないかという思い込みみたいなものがあるんですけども、増える原因というものをやはり考えなければいけないんじゃないか。増えているということになれば、逆にこの福祉施策の中でどう取り組むべきなのかということを考えなければいけないんじゃないかなということ、提案してみたいと思います。

4点目ですけれども、いろんなところで大きな災害が起こるようになっていきます。避難行動計画を立てるということの中で、今思っていることは各論になるのかもしれませんが、避難行動要支援者名簿の作成に当たって今は避難行動要支援者名簿に掲載することをお願いします、載せてくださいという手上げ方式。そういうことを手上げ方式と言うそうですけれども、手を挙げた人だけ名簿に記載する。いろんなところで災害が起こっていますけれども、そのときにこの避難行動要支援者名簿は登録されている人が少ないものですから、ほとんど役に立っていない。こういうものを一生懸命作っても、実際の災害のときには役に立たないようなものを作っても駄目なんじゃないかなというのが基本的にあります。

個人情報関係でそうなったんでしょけれども、逆に要支援者名簿に載せてほしくないという人を除いた人を全て要支援者名簿として掲載すれば、多くの方が要支援者として浮かび上がってきます。そうしたときに、災害が起こったときの安否確認やそれぞれの障害者団体も含めた支援体制が取れると思うんです。

したがって、各論的なものかもしれませんが、手上げ方式から手下げ方式に切り替えていかなければいけないんじゃないかな。既に京都市も実行していますし、金沢市は以前からもう既にそうなっているようですけれども、やはり富山県も、基本計画ですからここに表現できるのかどうか分かりませんが、この内容も含めたものとして基本計画としての考え方を持っていただければと思います。

以上4点です。よろしくお願いいたします。

【宮田委員長】 ありがとうございます。まずは大橋先生、表現を工夫したらどうかという提案が幾つかありましたが、その点についてはいかがでしょうか。

【大橋臨時委員】 1番目の合理的配慮の問題は、当然その言われるとおりなので、全然異論ございません。

【宮田委員長】 あとは行政に率直な問いがありましたが、お答えできるようであれば事務局でお願いいたします。手が挙がっております。障害福祉課ですね。

【杉田障害福祉課長】 障害福祉課でございます。

読書バリアフリー法になってきますと、塘添委員がおっしゃるように、教育委員会の取組み、県立図書館とか図書館の取組みが色濃くなってまいります。ただ、障害福祉課も一緒に取り組んでいくべきだと思っております。

富山県立図書館の例でございますけれども、今、視覚障害者の方向けのデータ送信サービスであるとか、あとは電子書籍の導入ということも実際に発注をしていると聞いております。

それは対応の一端ではございますが、そういった取組みも通じまして、遅まきながらにはなりますけれども、県教育委員会とも連携して取り組んでいきたいと思っております。

【宮田委員長】 あと、療育手帳の取得者ですとか特別支援の生徒数が増えているという点について話がありました。この辺はいかがでしょうか。どう考えて、どう取り組めばいいのかとい

うお話でしたが。教育委員会が絡みますけれども。

【大橋臨時委員】 今の読書バリアフリー法の問題は、実を言えば文科省も教科書の副読本等も全部デジタイズするという話が進んでいるわけですね。ですから、富山県でもそのデジタイズの技術はかなり進んできていますので、そういうことも含めて教育委員会に働きかけていただければかなり進むのではないかと思います。

事実、例えば子どもは障害者じゃなくて、親御さんが両親とも視覚障害で、子どもさんが晴眼者なんですけど、学校で宿題が出ても親が教えられないんです。私はもう随分ボランティアをやっ
てまいりました。教科書をテープに吹き込んでくれと。教科書をテープに吹き込む、そういうようなことをやってきたので、この読書バリアフリー法の問題というのは非常に大事なものでございまして、ぜひ県もお願いしたいなということでございます。

それから、療育手帳が増えているというのは、実は療育手帳の全体が増えているというよりも、Bの2が増えているんだらうと思っています。同時に同じような状況としては、精神保健福祉手帳の3級が増えているんだらうと思っています。

従来、境界型と言われる部分の人たちが、福祉サービスを利用することに対する抵抗感がなくなってきたことによって、多くの人が申請をするようになったということも、一つ要因としてはあるかもしれません。

また、実はその境界型の子どもたちの中には発達障害の問題を抱えたお子さんがいるということもあって、なかなか難しいのです。国連の権利委員会は、特別支援学校はまずいと、インクルーシブ教育を推奨すべきだと、こういうふうに言っているわけですので、あまり私がここで軽々に言うべきことではないのですけれども、実際の今の普通学級、普通学校では、発達障害等の子どもを抱えた親御さんたちは、その人らしく学べる機会がなかなかまだ保障されていないのか、かえって特別支援学校のほうが学べる機会が多いのではないかと考える親御さんたちもいて、その国連の勧告はそう単純ではないのですけれども、いずれにしてもこの境界型の発達障害の人たち等が療育手帳のBの2に該当する申請をしてきているのではないかと私は思っています。

3つ目は、これはなかなか医学的にあるいは科学的に考えてそうだとは言えないんですが、1970年頃から子どもの発達の障害が大いに指摘されていて、1978年には久徳重盛さんという名古屋の先生が「人間形成障害病」という本を書いています。つまり、人間に生まれながら人間にうまく育たない子どもが増えているというのが1978年でございます。かつて我々は、オオカミに育てられたアマラ、カマラとかビクトールとかという子どもたちの状況を知っているわけですが、そのことではないけれども、人間になる可能性を持って生まれた赤ちゃんが、家庭生活の中で、あるいは地域生活の中で、十分人間として持つべき特性というものをしつけられていない、育てられていないという状況があるのではないかと。これらの結果がいろいろ総合されて、今、塘添委員が言われたように、子どもの出生数は減っているのに、何で知的障害の子ども療育手帳の数が増えているのかという疑問につながるのかなということでもあります。ただ、3番目の問題は社会実験するわけにはいかないもので、大変証明が難しいことかもしれません。

ということでよろしゅうございますか。取りあえずは。これはあくまで私の感想です。

4番目の災害については、そのとおりじゃないでしょうか。全員に網かけをして、どうしてもプライバシーの問題があるから嫌だよという方の場合には取り下げるといふぐらいのことをやらなくちゃいけません。

というのは、東日本大震災で一般住民の被災して亡くなった方よりも、障害を持った方々の亡くなった比率は2倍ぐらい高いんです。ですから、障害を持った方々が災害に遭ったときに非常に厳しくなるということは明らかなわけで、そういうことを前提にして災害対策基本法に基づいた避難行動要支援者の個別支援計画をつくらないといけないのではないかと思います。

ただ、これは大変難しい問題でございます。地域全体の力がなくなっているときにどう対応していくのかというのは、本当に地域全体で考えないといけない非常に大きな問題かなと思っています。以上でございます。

【宮田委員長】 ありがとうございます。いずれにしましても、誰一人取り残さないという大前提がありますので、基本的には市町村の事務かと思いますが、県としても実情把握ですとか、あるいは市町村の支援、奨励ということで取り組んでいただけるのがいいのかなと感じながら聞いておりました。

【大橋臨時委員】 一番最後の問題に絡むんですが、国連の権利委員会は、実は障害を持った方の地域生活を支援する地域移行を進めると言っているにもかかわらず、障害を持った方々、一人暮らしの障害者の実数が分かっていないではないかというのが指摘でございます。

県内市町村で一人暮らし高齢者の実数はすぐ出ますけども、一人暮らし障害者の実数は、私ももういろんなところと言っているんですが、残念ながらつかんでいるところは一つもありません。

同時に指摘されているのは、手帳交付数なので、実際にその方が生存しているかどうかは分からないんですね。これは推計値なので気をつけないと、積み重ねていった数になっちゃっているわけで、富山県の場合にはそのずれがないのか、実数に近いのか、今後詰めておかないといけない問題かもしれません。

【宮田委員長】 ありがとうございます。細川委員、お願いいたします。

【細川委員】 知的障害者の親の会、手をつなぐ育成会の細川でございます。

まず気になったのは、A3判の資料5の左の上の枠の「計画をめぐる現状と動向」の一番下の○、「障害者の地域移行」という言葉です。この言葉は二、三十年間ずっと言われてきました。しかし今、知的障害者が入所施設に入るには、障害支援区分4以上（高齢者は3以上）が求められています。現実に入っている方を見ますと、重度者か高齢者ばかりです。もう地域へ出られるような方たちはほとんどいないのに、この言葉を使い続けていいのか、中身を検討しなければならないと思います。

実は、知的障害者の7割は、親が世話して在宅しています。そして今、親が高齢になってきていることが問題になっています。親がもう少し頑張って世話できるように、通所系やショートステイ系の支援策はたくさんありますが、親が倒れたときの後の手当ができていません。

高齢になった親は、「親亡き後」のことを大変心配しています。先ほど質問に出ていた問題ですが、療育手帳の数が多くなっているのは、1つは、障害者が近年、長生きするようになったことが大きな理由です。これは、医療や福祉の支援のおかげだろうと思いますが、高齢者が増えてきているということ、まず認識していただきたいと思います。

今日はヤングケアラーの話も出ており、それはそれで理解できますが、知的障害者の親は、子どもが生まれたときから（障害になってから）ずっと大人になっても、子どもが30歳になっても40歳になっても、親業をしています。一生にわたって、親を続けています。親などの支援がないと生きていけないのが知的障害の人たちなのです。

先ほど7割が在宅と言いましたが、それ以外に入所している人が2割、それからグループホー

ムにいる人が1割。それから一人暮らしが少数いると言われています。

そういう障害の軽い人たちも、障害に見合った見守りなどの支援が必要なのです。長く障害者の相談に関わっていますが、障害が軽ければ地域社会で生きやすいという訳ではないのです。障害が重い子の場合は将来、入所施設へ入れる道がありますが、障害の軽い人たちは、親は自分が死んでも何とかなるだろうと思っています。ところが、実は親亡き後に様々なトラブルに遭ったり、虐待に遭ったりして生きにくいのが今の社会なのです。このあたりも考えてみていただきたいと思います。

私たちは、この二、三年、研究事業を踏まえて「松の木プロジェクト」という活動をしているところですが、この目的は「親から地域社会へのバトンタッチ」です。障害者本人にとっては、親亡き後ではなく、若いうちのほう为社会への適応がしやすいと親たちは気づき始めています。親がいなくても障害者が地域社会で生きていけるように、そういう意味で「在宅からの地域移行」を使うのでしたら、とてもいいお話です。しかし、今までの流れで「入所から地域へ」という考えが強いように思いますので、この言葉遣いも変えていただければと思います。

それと、もう一つお願いしておきたいのは、障害者を支える人材をたくさんつくって頂きたいのです。本当に今、困っています。重度者のグループホームをつくりたいと言っても、支援者がいないからつukれないと聞きます。それを改善してください。

【宮田委員長】 ありがとうございます。地域移行という表現、ずっと使っておりますけど、中身がどうなのかということでありました。これは計画の中身のところとの整合性ということが必要かなと感じておりました。

【大橋臨時委員】 厚生労働省は2005年以降、地域移行と使っているわけですが、細川委員の指摘はすごく大事でして、私も大賛成です。

昔、親なき子対策として施設をつくった。だけど、今は国連等の関係もあって地域移行と言っている。じゃ、地域で本当に支える体制をつくっているのかと言ったらつくってなくて、また親に負担をかけるのかと。これでは時代は戻ってしまうわけで、きちんと踏まえて、先ほど一人暮らし障害者の数が分かっていないという話をしておりましたけれども、今回の勧告をきちんと踏まえて、障害者分野、財政的な厳しさはありますけれども、ぜひこの機会に、細川委員が言われた指摘は私は重く受け止めていただきたいなど、専門分科会としても切にお願いをしたいと思います。

【宮田委員長】 ありがとうございます。では荒見委員、お願いいたします。

【荒見委員】 知的障害者福祉協会の荒見でございます。

人材不足について、ぜひとも少し色をつけてもらいたいなということでございます。

私の施設では、いろんな学校から実習先としてはたくさん受入れしていたのですが、なかなか相思相愛になることはなく、新卒募集をしてもほとんどいらっしやらない、ハローワークに出しても難しい。

今年は地区を絞って2回ほど新聞チラシを入れました。グループホームの世話人や支援員の補助者を募集したところ、ぽつぽつと言えればいいけど、ぽつぐらいの問合せなり応募がありました。

ターゲットはシルバー世代、それと子育て、孫育てが終わった方々であります。最近、賃金は上がらない。年金も十分でない。65歳を過ぎてからももっと働かざるを得ないご時世でございます。何とか中高年世代の方々に、ボランティアにとどまらず、働き手、担い手としても福祉

に協力する意思を持ってもらうようにすればどうかと思います。

そういった色が4ページなり、25、26ページあたりに出ればありがたいというのが要望でございます。こうしてくださいというものではございませんし、今答弁を求めるものでもございません。よろしく願いいたします。

【宮田委員長】 人材の問題、細川委員に続いて出ましたけれども、障害関係はどうしてもはさまの課題でもあるような気もいたしております。ぜひ書きぶりとかで何か工夫ができるかどうかということも含めて検討していただければと思います。ありがとうございます。

そのほかありますでしょうか。ご遠慮なくどうぞ。パブリックコメントにどう出すかという最後の詰めです。障害関係がたくさん出ておりましたが。

では、お願いいたします。森下委員。

【森下委員】 私は障害者の施設で働いている者でございます。44年目に入りますけど、現場で働いておりますけど、まだまだ福祉のサービス、児童から高齢者の介護保険のサービスまで、知らない方々がたくさんいらっしゃいます。

というのも、人間というのは自分が困らないとサービスとかいろいろ要望が出てこないというような原点に近いようなところがございまして、最近よく見かけるのが、8050の世帯の方々、また母子家庭の方々が障害をお持ちの方々が結構潜在的にいらっしゃいます。

先ほど言われたように、障害者の総数、それから境界線の方々もどれだけいるかというのはなかなか数がつかめないし、出会って初めて分かるという実態があります。

それと、各市町村の保健センターでは、多分、3歳児健診とか幼児の健診のときに記録として残っていると思うんですけど、そこら辺の記録が調べにくいという面がございまして。

それと、先ほど出た学校教育。特別支援学校では、やはりできるだけ自立させることを目的として日夜頑張っておられますけど、学校教育と福祉は連携がある程度はありますけど、なかなか面もございまして、やっと高等部3年生になってから手帳を取ろうとか、あるいは就労先を見つけようとかということに力を入れておられます。そういうところでも早い段階から福祉と学校の連携が必要ではないかと。

私は学校の幾つかの評議員をやっておりますけど、いじめが最近ニュースに出ていまして、全国各地にいじめはどこでもあるんですけど、簡単に言うと、学校側が開かれた学校ではないというのが日本の学校教育ではないかなというところもあります。できるだけ開かれた学校であってほしいなと思います。

福祉に関しましても、いろんな障害者団体あるいは事業所団体も、今はホームページを見れば大体の感じはもちろん分かりますけど、見たい情報が実はあまり載っていない。情報公開の時代の中において、若者が見たいのは、例えば賃金が幾らとか、あるいは施設の様子、あるいは利用者の様子はどうなのかというのを見たいのに、学生同士あるいは若者同士のSNSしか詳しい情報が分からないような状況になっています。いろんな団体がありますから、情報の開示は各自自己責任かなと思うんですが、情報がきちっとしているところほど魅力のある職場になっているなと長年見て感じている次第でございます。

【宮田委員長】 ありがとうございます。福祉と学校教育との連携。そういえば、今日、教育委員会サイドが事務局のところにはおられないので、この辺はぜひ厚生部としても情報共有をしていただければと思います。

先ほどの少子化の問題もありました。それから情報発信ですね。これは人材確保にもつながる

と思いますが、これも配慮すべきことではないかと思っております。

そのほかでいかがでしょう。どうぞ。

【西野委員】 富山県身体障害者福祉協会の西野といいます。

本当に各方面にわたって非常に立派な方策が考えられているんですけども、最終的には地域の力というのが一番大事なんですけれども、今は地域力というのがもうほとんど昔みたいになくなってきているんですよ。特にここ2年、3年はコロナの関係で自治会の総会も開けない、いろんな行事もできないということで、たまに会ってもすぐに行事も簡単に終わってしまうということなので、こういういろんなつながりとか防災関係も、地域の力が一番大事なことであって、隣の地域に知っているから助けに行こうかということでも、知っておればいいけど、知らない方なんかもあります。地域の力をどうやってお願いなり頑張ってもらおうかということは、こういう計画を立てて、県なり市町村あたりが全体でやると言えばいいのか、どこかモデル地域とかそういうのをお願いして、幾らかかかるかもしれませんが、そういうふうなことでじわりじわり、急に高めるわけにもいきませんので、少しずつでも地域力を何とかしていかないと、全く行政だけで例えば地域包括支援センターにいろんなことをお願いしていると言っても、地域包括支援センターに情報も入っていかないし。私も自治会の世話もしましたけれども、全く関心のない役員の方もおられるんですよ。何でおらっちゃそんなことせんなんがよと言う方も実はおられるので、地域力をいかに高めていくかというのが一番の課題だと思います。

障害者の方も私も世話もしていますけれども、誰が障害者か全く分からないということもありますので、私は個人的には、行政にお願いして後援名義をもらって、協会の行事の回覧をどんどんさせてもらうということで、今年の4月までに1回やりたいなと思っておりますので、情報をどんどん流していかないと難しいのかなと。

パブリックコメントだと言っても、出てこいと言ってもそんなになかなか出ないと思います。はっきり言って。だから、県においても出前講座とかそういうのを積極的にやっていただいて、広くPRしていかないとうまいこといかないんじゃないかなと思います。5年間ほどありますので、ひとつまたよろしくお願いします。

【宮田委員長】 大橋先生、いかがですか。

【大橋臨時委員】 西野委員、大変大切なご意見をありがとうございました。

今の問題は、従来は地域力を高めなくちゃいけない、ある意味では行政が地域に丸投げしたところがあるわけですね。地域ケアネットなんてまさに私はそうだろうと思っているわけです。

富山県は地域ケアネット活動を随分早くからやっていて、全国的にすごく高く評価していたんですが、必ずしも十分成果が出ていないと私は感じているわけで、今回、厚生労働省の重層的支援体制整備事業を基にした地域共生社会政策の具体的なことは、2層という中学校区レベルの日常生活圏域における専門多職種、専門多機関の連携と、3層、小学校区レベルの地区社協とか地域ケアネットとか自治会だとか、この2層と3層をどうつなぐのかというのがポイントです。3層に丸投げしたら、また同じになっちゃいます。2層だけでやろうとしたらとてもできません。2層と3層をどうつなげるか。

私はこれをやれるのは、社会福祉協議会がもっと頑張るしかないんじゃないかと思っているわけです。地域を基盤とした法人ですから、社協が2層の専門多職種もよく分かっているし、3層も分かっている。これをつなげる。

行政はそういうことはなかなかしにくかったので、これから2層と3層が多分、西野委員が言

われた地域づくりの要になるんじゃないか。これをやらない限り、地域も高齢化していますから、やれ、やれと言ったってどだい無理な話なんだと思います。専門職の人が頑張ってくれて、何かあったら専門職に相談できる。その代わり日常的なことは地域で頑張るぞと、こういう役割分担がお互いにできたらいいなと。そういう意味では、厚生労働省あるいは重層的支援体制整備も、あの制度をそのままやっていたら駄目で、2層と3層をつなげるところがポイントだと。

そういう意味では、西野委員、とてもいいご意見をありがとうございました。

【宮田委員長】 ありがとうございます。では、中島委員。

【中島委員】 まず、大変きめ細かな計画になっていて、すごいなと。これが実現していけば良いなというのが私の第一印象です。

先ほど荒見委員から介護人材の話がございました。私どもも介護人材の確保、養成校に入学者が来るように一生懸命頑張っていて、かつ、また学生と施設のお見合いがうまくいくように思っておりますが、学生は、本学の場合、2年間で5回実習に行き5つの施設を見てきます。就職先としてその中から1つ選ぶ場合もありますが、ほかのところを選ぶ場合もありますので、そこはご理解をいただきたいと思います。介護人材の確保は本当にどうしていけばいいのか、多分この5年間ですごく大事な課題になってくると思いますので、まずいろんところでやっぱり理解促進が必要だと思います。この計画の中に福祉を担う人づくりというのがあって、また最初のほうでは、県民の福祉意識の高揚というのがありますが、どこでどう表現していけばいいのか私も分かりませんが、福祉を理解する人づくりというもの、それが県民の福祉意識の醸成なのかもしれないけど、もう少し何かストレートに伝わるようなことも大事なのかなと思います。いわゆる福祉介護に対する理解の推進みたいなものです。

あと、自分の団体とは違う話になりますが、この地域福祉計画は平成30年に第二次ができていて、市町村は平成31年にできていて、県は再犯防止計画を別に持っておられるんですけど、市町村の地域福祉計画の中には再犯防止ということも触れられていて、多分この県民福祉計画がつくられた後、また市町村がこれを参考にしながらも地域福祉計画を策定していくとなったときに、現在つくられている市町村の地域福祉計画との少し連携みたいなものもあるといいのかなと感じたところです。

【宮田委員長】 ありがとうございます。

では、大橋先生。

【大橋臨時委員】 これは専門分科会の会長という立場じゃなくて、福祉カレッジの学長として先ほど指示をしてきたんですが、来年の2月にやるときの地域福祉計画セミナーにおいて、今回つくるこの計画と、これに基づいた市町村の地域福祉計画の見直しを連動的に考えるセミナーにしたらかどうかということを書いてきましたので、中島委員が言われたのは、まさにそのとおりだと思っております、ぜひ県としても県社協としても進めていただければありがたいと思います。

【宮田委員長】 ありがとうございます。では、出分委員、お願いいたします。

【出分委員】 今日初めて参加させていただきます。出分と申します。ひとり親家庭の支援をしています。

今日参加して思ったことなんですけど、国とか自治体が何か進めるときに、国民や住民とか関係者への説明がもっとあったらいいなと思っています。

今回パブコメということなので、たくさんの方がちゃんと意見を出せるようにということで、

それを考えるとメディアの正確な情報発信も必要かなと思っています。

それから、ひとり親家庭の支援をされていて、今たくさん出てきたんですけれども、DV被害者だとかも多いですし、お子さんが不登校だとかひきこもり、それから困窮家庭も多いです。そういう方たちをどう支援していくかということを考えたら、今、私の周りにはいる人たち、富山市内で近くにいる人たちには、月に1回とか2回食品をお渡ししながら様子を聞いたりすることができるのですが、氷見とか小矢部とか遠いところにいる人たちにはなかなかそういうことができないので、先ほど言われた2層と3層というところを利用できればいいなと思いました。

以上です。よろしく申し上げます。

【宮田委員長】 ありがとうございます。

まだまだご意見を伺いたいんですが、時間的にもう詰まってきておりまして申し訳ございません。一旦ここで区切らせていただきたいと思います。

8名の方から貴重なご意見をたくさんいただきまして、ありがとうございます。また、大橋先生からもご説明、回答をいただきましてありがとうございます。

今日たくさんいただきましたご意見につきましては、専門分科会の会長と私で論議をさせていただいて、そして12月のパブリックコメントの案に反映させたいと考えております。そういった進め方でよろしいでしょうか。ありがとうございます。

ただ、今日のご発言を十分できなかった方、それからご欠席の方もいらっしゃいますので、一番最後についていたかと思いますが、事務局にご意見・ご提言用紙をお書きいただいて、12月2日までと伺っておりますが、タイトではありますけれども、思い立ったらすぐ書かれたほうが多分いいのではないかなと思っています。その日となってくると多分遅れてしまいますので、ぜひそういったことでたくさん書いてご提出いただければと思います。

そして、それも含めまして、今日のご意見、それから意見用紙も含めまして、今後の審議会の参考にさせていただきたいと思っています。

また、県当局におかれましても今後の諸策、来年度の事業計画等もごございます。これの参考にいただければ幸いです。

ちょうど時間になっておりますので審議は以上にさせていただいて、最後に事務局から何かご連絡があればお願いいたします。

【中村主幹】 本日は誠にありがとうございました。今後、本審議会をはじめ各専門分科会・部会の開催に当たっては、それぞれの事務局よりご案内させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

【宮田委員長】 ご協力ありがとうございました。

— 了 —